

I、保育料金等の表 [1号、新2号及び新3号の預かり保育] [2.3号保育短時間の延長保育] [18:01以降の延長保育]

1号（含む満3歳児）、（無償/新2号、新3号）	3歳（1号満3歳児を含む）、4歳及び5歳		2号.3号の保育短時間の延長保育料	1号（含む満3歳）、新2号、新3号の預かり延長利用料及び2号、3号の延長保育料
〈預かり保育〉 ① 月～土曜 : 13:01～17:00 ② 夏冬春休み : 9:00～17:00 （ただし土曜日は13:01～17:00） ※土曜9:00～13:00は別途の合同保育。	〈副食代（おやつ代を含む）〉 Aコース：週5日ベース 年間、233日ベース Bコース：週6日ベース 年間、284日ベース	〈主食代〉 Aコースも Bコースも 同額	① 7:00～8:29 ② 16:31～18:00 ③ 18:01以降	① 18:01～19:00 ② 19:01～19:15 ③ この後15分毎に
〈料金〉 上記①、②の各1回に付、 @¥450/回 ・①の、13:01～13:29について及び上記の注記※ について園長がやむを得ないと判断した場合支払い免除の内規があります。	〈料金〉 Aコース：4,300円/月 Bコース：5,300円/月	〈料金〉 800円/月	① 200円/回人 ② 200円/回人 ③ 右列記載料金による	① 300円/回人 ② 300円/回人 ③ 15分毎に300円/人

・別途宮崎市による預かり保育の無償化の取り扱いがあります、新2号、新3号については@¥450/回×回数
 金額と実支払額の少ない方について無償化されます（市の限度¥11,300/月、ただし新3号は¥16,300/月）。

・土曜9:00～13:00は合同保育で別途¥450/回が発生し、利用者による手出し支払いとなります（やむを得ない場合の支払い免除の内規があります）。

・1号（含む満3歳児）の預かり保育は無償化の対象外で、利用者による手出し支払いとなります。

・副食代、宮崎市による免除の取り扱いがあります、①年収360万円未満相当世帯免除、②第3子以降無料（1号、新2号及び新3号の場合：小学校3年生までの兄弟の最年長児を第1子とし、第3子以降の子は免除。2号の場合就学前の年長児を第1子とし、第3子以降の子は免除。

II、一般一時預かり保育料金表

区分	半日（昼食もおやつも無し）	一日（昼食おやつ付き）
3歳以上児	¥800	¥1,600
1～2歳児	¥1,000	¥2,000
0歳児	¥1,000	¥2,000